

国立大学法人京都教育大学寄附金取扱規則

平成16年4月 1日 制 定

平成22年9月21日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という）における寄附金の取扱に関する必要な事項を定め、寄附金の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 寄附金の取扱については、国立大学法人京都教育大会計規程（以下「会計規程」という）及びその他特別の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、寄附金とは、法人の業務の実施を支援することを目的として寄附される、現金及び有価証券であつて、次に掲げる経費に充てるものをいう。

- 一 学術研究に要する経費
- 二 教育研究の奨励を目的とする経費
- 三 その他本学の業務遂行に要する経費

(寄附の申込)

第4条 寄附の申込みをしようとする者は、別紙様式の寄附申込書を学長に提出するものとする。

(寄附受入れの条件)

第5条 寄附金を受入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受入れることができないものとする。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- 二 寄附金による教育研究の結果得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
- 四 寄附申込後、寄附者がその意志により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- 五 その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

2 地方公共団体からの寄附金は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）附則第5条の規定に基づき、当該地方公共団体が総務大臣の同意を得た場合は、受入れることができるものとする。

(寄附金受入れの決定)

第6条 学長は、寄附の申込みがあつた場合、第5条に該当するものを除き、その内容が適当であると認めたときは、受入を決定するものとする。ただし、第3条による寄附目的が付されていない寄附の申込みがあつた場合は、学術委員会において審議のうえ、当該寄附金が教育研究上有意義であり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、

受入れを決定するものとする。

- 2 学長は、寄附金の受入れを決定したときは、その内容を取りまとめのうえ、経営協議会及び教授会に報告するものとする。ただし、附属学校にかかる寄附については、教授会への報告を省略できるものとする。

(教職員が研究助成金等を受入れたときの取扱い)

- 第7条** 教職員は、第3条各号に該当する研究助成金等を受入れたときは、当該研究助成金等を本学に寄附するものとする。

(経理事務の委任)

- 第8条** 学長は、寄附金の経理事務を会計事務責任者に委任するものとし、会計規程に定めるところにより取扱いさせるものとする。

(受入手続及び収入手続)

- 第9条** 学長は、寄附金の受入れを決定したときは、会計事務責任者及び寄附者にその旨を通知するものとする。

- 2 会計事務責任者は、前項の通知を受けたときは速やかに出納責任者に収入にかかる必要な事務手続きをとらせるものとする。

(納付通知及び支出手続)

- 第10条** 出納責任者は、寄附金が納付されたときは学長に納付のあったことを報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、寄附者に礼状を送付するものとする。

(寄附金の使途変更等)

- 第11条** 学長は、受入れの目的が達せられ、残額が生じた場合は、第3条に規定する目的に寄附金の使途を変更することができる。

- 2 学長は、研究担当者が他の国立大学法人、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）に所属することとなる場合、他の国立大学法人等の長と協議のうえ、未使用の寄附金を移し換えることができる。

- 3 学長は、他の国立大学法人等から本学に所属することとなった教職員が、他の国立大学法人等と未使用の寄附金の移し換えを求める場合は、第2項を準用する。

- 4 学長は、第2項の場合において他の国立大学法人等への未使用の寄附金を移し換える必要がない場合又は本学の研究担当者が退職する場合は、研究担当者を変更することができる。

(使途目的の特定)

- 第12条** 寄附金の寄附目的が特定されていない場合には、本学が使途目的を特定し、計画的に執行するものとする。

(実施規則)

- 第13条** この規則に定めるもののほか、この規則を実施するための必要な事項については別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行する。

平成 年 月 日

国立大学法人京都教育大学長 殿

寄 附 者

住 所

氏 名

(法人にあつては、法人名及び職・氏名)

寄 附 申 込 書

下記のとおり寄附いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 寄 附 金 額 円
2. 寄附の目的
3. 寄附の条件
4. 寄附金の名称
5. そ の 他